

定期健康診断結果報告書を正しく提出しましょう！

1. 提出要件 常時50人以上の労働者を使用する事業者が、労働安全衛生規則第44条、第45条、第48条に基づく健康診断（一般の健康診断、有害業務等の健康診断、歯科医師による定期健康診断）を実施したとき。
2. 提出期日 遅滞なく
3. 注意事項
 - ・様式、裏面の備考をよく読んでください。
 - ・万一書き損じた場合は、二重線等で訂正して記入して差し支えありません。
 - ・この様式を厚生労働省のホームページから印刷する場合は、この用紙の裏面をよく読んでください。
 - ・厚生労働省のホームページから印刷した様式をコピーをして使用することはできません。

(記載例)

健康診断を実施した年を記入すること。
1年を通し順次健康診断を実施して一定期間まとめて報告する場合は(月～月分)の欄に期間を記載すること。

1日で、まとめて健康診断を実施する場合は健康診断実施日を記載すること。
2日以上に分けて実施する場合は報告対象期間内(月～月分)で最後の一人が健康診断を実施した日を記載すること。
この記載例の場合、4月から9月に健康診断を実施しているので、9月の最後に健康診断を実施した9月20日を記載しています。

日本標準産業分類の中分類により記載すること。

複数健康診断実施期間ある場合は、各々について記載すること。

労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる特定業務
イ 多量の高温物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
ニ 土石、獣毛等のじん又は粉末を著しく飛散する場所における業務
ヘ さ(岩機、鋸(びょう)打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
ト 重量物の取扱い等重要な業務
チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
リ 坑内における業務
ス 深夜業を含む業務
ル 水銀、砒(U)素、臭りん、弗(ふつ)化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、胃酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
ラ 鉛、水銀、クロム、砒(U)素、臭りん、弗(ふつ)化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務
ワ 病原体によつて汚染のおそれがある業務
カ その他厚生労働大臣が定める業務

右の健康診断項目のいずれかに所見のあった者の人数を記載すること。
各健康診断項目(歯科健診を除く)の有所見者を単純に足しあわせた人数ではありません。
「所見のあった者の人数」が各健康診断項目の「有所見者数」より小さくなることはありません。

健康診断の結果、要医療、要精密検査等医師による指示のあった者の人数を記載すること。

様式第6号(第52条関係)(表面) 定期健康診断結果報告書

労働保険番号: 14105000000000000000

対象年: 7:平成 700 (4月～9月分) (報告|回目) 健診年月日: 7:平成 700 9 20

事業の種類: 輸送用機械器具製造業 事業場の名称: 日本〇〇〇(株) 横須賀工場

事業場の所在地: 郵便番号(238-0005) 横須賀市新港町1-8 電話 046 (823) 0858

健康診断実施機関の名称: 長浦総合病院 在籍労働者数: 00130

健康診断実施機関の所在地: 横須賀市長浦町1-1609 受診労働者数: 00130

聴力検査(オーージオメーターによる検査)(1000Hz)	00080	00000	肝機能検査	00130	00007
聴力検査(オーージオメーターによる検査)(4000Hz)	00080	00003	血中脂質検査	00130	00010
聴力検査(その他の方法による検査)	00050	00000	血糖検査	00130	00005
胸部エックス線検査	00130	00003	尿検査(糖)	00130	00003
喀痰検査	00003	00000	尿検査(蛋白)	00130	00002
血圧	00130	00012	心電図検査	00050	00001
貧血検査	00130	00002			

所見のあった者の人数: 0025 医師の指示人数: 0020 歯科健診: 実施者数 00000 有所見者数 00000

産業医: 氏名 〇〇〇〇 所属医療機関の名称及び所在地: 長浦総合病院 横須賀市長浦町1-1609

平成〇年〇月〇日 日本〇〇〇(株) 横須賀工場 代表取締役 安全太郎 受付印

横須賀 労働基準監督署長殿

健診年月日現在の常時使用する労働者数を記載すること。
臨時的に雇用している労働者は含まない。

健診年月日現在の受診労働者数を記載すること。
会社で実施する健康診断の代わりに人間ドックを受診している者も含めて報告すること。

項目ごとの健康診断「実施者数」と「有所見者数」を記載すること。
労働安全衛生規則第44条により、医師が認める場合は省略ができるため、実施者数が受診労働者に満たない場合もあります。

労働安全衛生規則第48条による歯科健診を実施した場合は報告すること。

選任している産業医が内容を確認し、氏名、所属医療機関名称及び所在地を記載したうえ、押印してもらうこと。

事業者職氏名欄は事業者名で提出すること。
労働保険代理人名等は原則不可です。

各種選任報告・各種健康診断結果報告書・労働者死傷病報告の 機械読取帳票（OCR帳票）の様式が”ダウンロード”できるようになりました

労働安全衛生規則等が改正され、これまで赤色印刷された枠等により構成された帳票（OCR帳票）を使用することとされていた各種選任報告・各種健康診断結果報告書・労働者死傷病報告の様式が、既存OCR帳票に加え、汎用プリンタ等で白黒印刷した「黒枠帳票」様式の読み取りが可能となりました。

「黒枠帳票」様式を御利用の際は、以下の留意事項に御注意いただきますようお願いいたします。

なお、「黒枠帳票」様式は、神奈川労働局HPの「各種法令・制度・手続き」タブ→「法令・様式」→「様式」・労働安全衛生法関係（厚生労働省ホームページへリンク）」に掲示してあります。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/index.html>

◎使用上の留意事項◎

- 1 報告用紙は読取機械で直接読み取りますので、編集等は行わないでください。
- 2 印刷用紙はA4普通紙、白色度80%以上の用紙をご使用ください。
- 3 用紙を印刷する際、用紙に合わせて拡大や縮小をされると機械で読み取ることができません。必ず「ページサイズ処理」の部分で「**実際のサイズ**」（バージョンによっては「ページの拡大/縮小」の部分で「なし」）に設定して印刷してください。

